



けいそう
勁草法律事務所

「疾風に勁草を知る」
「会社経営者・個人事業主の皆様にとって
いつでも頼れる存在に」

稲荷町電停方面から当事務所所在ビル
JR広島駅から徒歩8分／稲荷町電停 徒歩2分

お問い合わせ、ご予約
082-569-7525

おはようございます。勁草法律事務所です。

多少予測していたこととはいえ、新年早々から新型コロナ変異株も含めた流行が急激に拡大し、またもやまん延防止等重点措置の適用対象になり、当面

は各種集まりなど自粛になりそうです。今年は比較的寒暖の差がありますので、体調管理も併せてお気をつけてお過ごしください。



今回のオリジナルの記事は、対立株主や債権者がいる場合の帳簿などの開示請求と注意点に関する記事と、第三者が保有・使用しているパソコンやスマホにアクセスして情報取得した場合の問題点についての記事になります。それ以外は今回も税務会計についての記事です。

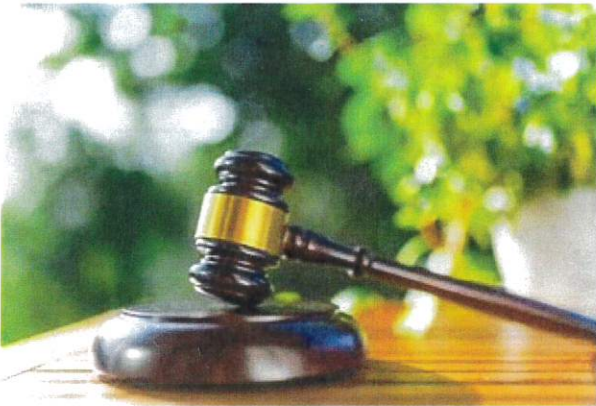
御社・御事務所のご経営・運営に少しでもお役立て頂ければ幸いです。引き続き新型コロナウイルスの早い終息をお祈り申し上げます。

対立株主や債権者がいる場合の帳簿などの開示請求と注意点。最近の判例の判断は？

22.01.10 | オリジナルメルマガ



株主なのかどうかで争いのある方がいる場合や対立している少数株主の権利行使がある場合を避けるために、株式併合という話があるのを以前の記事で触れました。今回は権利行使の内容とともに株式併合とその後の権利行使ができるのかが問題になった、最近の最高裁の判断（最高裁令和3年7月5日判決）に触れていきたいと思います。



○少数株主の行使できる権利とは？

小さな会社や株式の大半をオーナー経営者一族などが持っている場合には、株主総会を実際には開催していない・株主名簿も存在しない・帳簿などは公開されていないということが多いのではないのでしょうか。また、株主名簿も法律上は作成が義務付けられていますが、実際には筆者が知る限りでは零細な会社ではないことの方が多く、株主を示す資料はせいぜいが法人税の申告書の別表2（同族株主の判定欄）の記載が多いように思われます。この別表2は単に法人税法上の同族会社かどうかを判断する資料であるだけで、株主を考える手掛かりにはなりません、会社が義務を果たせば済むという株主名簿とは異なります。

相続税における財産評価基本通達の影響もあり、少数株主は配当のみが関心事と考える向きもありえます。実際には帳簿の閲覧請求や株主総会の開催や議案追加の請求権・不正の有無の検査を行うことを求める権利など議決権に占める割合にもよりますが、3%もあれば行うことができる幅は存在します。特に会計帳簿の閲覧請求

や株主総会の議事録・株主名簿は株主や債権者（会計帳簿は株主のみ）の開示を求める（拒否には裁判所を通じた迅速な開示を求める手段があります）ことが存在するなど決して軽視できないものがあります。

ここでの株主名簿はそのまま会社法における株主名簿（≒法人税の申告書）です。株主の共同利益を害するなど法律で定められた目的以外の場合には応じる必要があります。会計帳簿の閲覧請求は総議決権の3%以上を持っている株主が会社帳簿の開示を求めることができる権利で、経営者としてはあまり開示したくない帳簿などの開示を求める（会社側には応じる義務がある）ものです。計算書類と会計帳簿は異なり、後者の方が範囲が広がります。計算書類とは損益計算書・貸借対照表・株主資本等変動計算書・個別注記表・付属明細書を指します。会計帳簿とはこれに加えて総勘定元帳や仕訳帳・これらの作成のもととなっている帳票書類・法人税等の申告書をすべて含みます。

会計帳簿の閲覧請求は拒否事由が法律で定められており、こちらに該当しない限りは開示する義務があります。開示を求めている方が競業を営んでいる場合や開示が不当な目的・株主の共同利害に反する場合等がその事由です。開示請求があつて無視していると、裁判所に開示を求める仮処分の申立て（簡単に言えば緊急に開示命令を求める申立）を受ける可能性がありますので、拒否事由があると考えるのであればその旨を相手に伝えておくべきでしょう。ただし、拒否する事由は会社側で証明する必要がありますので、会社業務に支障をきたすことを根拠づける事実関係や証拠があるのかはきちんと確認しておく必要があります。例えば、競業を営む株主が帳簿情報を見て自らの事業に役立てようとしているケースが該当します。単に会社側の支配株主と少数株主が利害対立があるというだけでは当然には該当しません。こうした開示請求があるのは、利害対立が存在し不正行為その他が疑われるケースであるからで、この場合を拒否できるとなるとこの権利を認める意味がなくなるためです。

○会社側の対抗手段

いざこうした権利行使がなされる段階では会社側は拒否事由があるのかどうか・帳簿資料などを見てのその後の展開を想定する話になってきます。対抗手段として株主から外すという株式併合（株式をまとめることで1株未満の株主にする）という方法が考えられます。1株未満の株主は株主として扱われないためです。ただ、この方法をとる際には端数となる株式を原則会社（別の方にするための許可を裁判所に申し立てることもできます）が買い取ることが必要となります。

いくらになるのかどうかという金額の評価の面と株式併合を決議する株主総会の決議を後で争われないように注意しておく必要があります。反対する少数株主は反対を表明することが通常と思われませんが、反対する意思表示のみか・時価での買取を請求する場合があります。後者の場合はいくらにするのか協議をし、話がつかなければ裁判所で価格を決める手続きへと移っていきます。

重要なのは、価格に争いが出てくる場合に評価額は通常相続税評価額と呼ばれる、財産評価基本通達に基づく会社の規模の運類とそれに基づく評価方式で決まることは通常ないということです。時価というのは一義的に決まるわけではなく、株式の時価を算定する評価方法は会計の規制上も複数存在します。ここでは詳細は触れませんが、協議がまとまらない場面では複数の方法による算定がなされ折り合いがつかないことで、裁判所での鑑定評価（厳密には公認会計士が行うことが多い）に基づいた判断になります。

また、株式併合の理由に株主としての追い出しの側面が含まれるので、ここだけをもって取消の事由にはなりません、その他不公正な運用などがあると問題が出てくる可能性があります。

○最近の最高裁の判例で判断されたことは？

最高裁令和3年7月5日判決では、株式併合に際して少数株主が反対の意向+株式買い取り請求をした後に、株主総会の議事録の閲覧を求めることができるのかが問題になったものです。分かりにくいので、前提事項をいくつか記載しておきます。

法律の規定や以前の最高裁の判断により、反対する株主が買い取り請求を行うとその時点で株主⇒会社へと株を売る売買がなされたものと扱われ、金額を裁判所が判断した金額で行うこととなります。買い取り請求をした時点から裁判所が判断する時点まで当然ですが時間がかかりますので、会社側はとりあえず相当と考える金額を払うことで遅延利息の上乗せを逃れることができます。

問題となったケースでは、対立する少数株主を株主から外すために株式併合が行われた・反対と買い取り請求がなされた・会社が相当と考える金額をその株主に支払った、という流れの後で株主総会の議事録の開示を会社に求められるかが争点となりました。ここでの議事録の開示も株主か会社の債権者しか求めることができないのです。株主は買取の意思を示すことでこの時点で売渡となり株主自体ではなくなりますので、債権者に該当しないと開示を求められなくなります。他方、一応相当額をもらっているのだからもう債権者ではないとなると開示を求められないはずですし、あくまで相当額で金額が決まっていないのだから債権者だと考えると開示を求められることとなります。

ちなみに、同様のことは債権者も開示を求めることができる計算書類の開示請求についても当てはまります。

結論から言えば、裁判所は債権者にあたるから開示を求めることができると判断しました。そもそも、各種の開示を求める権利は債権者・株主としての権利行使のために会社の状況がどうなっているのかを把握するためのもので、これ故に一部の拒否事由が存在しない限りは開示に応じる義務が会社に課されています。このケースでは買取価格で争いがある中で会社の状況がどうであるのかを把握する必要があるのは間違いないので、開示を否定する理由には乏しい面があります。また、金額が決まっておらず相当額も暫定的な支払いに過ぎないことから、買取価格の支払いを受けたから債権者でなくなったとは言えない面が存在します。

この点を重視しての判断となっています。

地方の会社であれば,こうした少数の株主からの権利行使はないだろうと思いがちですが,ふとしたことから問題になるケースがありますので,株主関係をどうするかは無視できない問題となるといえるでしょう。

第三者が保有・使用しているパソコンやスマホにアクセスして取得した場合にどんなことが問題になるでしょう

22.01.11 | オリジナルメルマガ



LINEやFacebookなどは通常不正アクセスを防ぐため、パソコンやスマホの使用者が、他人がアクセスするのにIDとパスワードが必要と設定していることが多いでしょう。その場合何かの事情で知ったパスワードでアクセスしてその中のやり取りをダウンロードすることは問題になるのでしょうか。どこまでが許容されるのかも含めて取り上げます。



○不正アクセス禁止法とは？

第三者（よくあるのが夫や妻といった配偶者のケースです）が普段使用しているパソコンやスマホにアクセスして、情報を入手するというケースがあります。よくあるのがLINEその他の比較的少人数でやり取りできるアプリ内での会話です。こういったものから、他の女性ないし男性との交際を疑わせるやり取りがされていれば、のちのち証拠として使えるのではと思い、ダウンロードしたり、他にメールなどで転送してデータを抜き取るということが見られます。

ただ、この場合LINEなどに特にパスワードが設定されておらず、たまたまアクセスできるようになっていた、あるいはパスワードが設定されていたものの、そのとき解除されていてたまたま内容が見れるようになっていたものを写真を撮るなどして証拠化した場合であれば、問題なく証拠として利用することは可能といえます。

しかし、夫や妻が保有・使用するパソコンやアプリなどにはアクセスするのにIDとパスワードが設定されていて、それらが分からないとアクセスできないものの、たまたま他で知ったID・パスワードを入れると見れたという場合には何か問題にならないのでしょうか。このときに確認する必要があるのが「不正アクセス禁止法」の規定になります。

「不正アクセス禁止法」は正式には、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」といい、平成11年に制定された法律です。この「不正アクセス禁止法」は、不正アクセス行為や、不正アクセス行為につながる識別符号の不正な取得や保管行為、不正アクセス行為を助長する行為などを禁止しています。

「不正アクセス禁止法」は、不正アクセス行為をした者に対する規制と、アクセス管理者がいかに防御をするかという点から定めたものになっています。

前述のようなケースは前者の不正アクセス行為をした者に対する規制についてになりますから、不正アクセス行為にあれば不正アクセス罪として第3条により処罰対象になります。この場合、3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることになります。

不正アクセス禁止法の処罰対象になっているのは、コンピューターネットワークを通じて情報を不正に取得する行為であるため、LINEなどアクセス制限なしに既に情報が見られるようになっているものについては、コンピューターネットワークを通じた情報の不正取得に当たりません。IDとパスワードを使ってその人になりすましてアクセスする場合には当たりますので注意が必要です。

○不正にアクセスして得た情報を証拠として使えるでしょうか？

前述のように、LINEなどで夫ないし妻が他の異性とやり取りしている中で、男女関係がうかがわれる内容がある場合には、証拠として裁判などで利用したいというケースがあるでしょう。

民事裁判で証拠として使う場合、違法に取得した証拠の場合、証拠価値を認められるかどうかという問題があります。刑事裁判では違法に取得した証拠については排除する法則がありますが、民事の場合には特に規制するような法律の定めがなく、比較的緩く運用されているように思えます。実際に裁判例でも証拠の収集の仕方が社会的にみて相当性を欠くなど反社会性の高い事情がある場合に証拠申し出を却下するという扱いをしているケースが見られます。少し前の裁判例ですので、今回のような不正アクセス禁止法にかかるものではありません。一つは別居中の自宅に入り、相手方が陳述書の原稿として弁護士に渡したと思われるものの手控えである、大学ノートを持ち出したと思われるケースで、内容的に依頼者と弁護士の間で交わされる文書であること、入手経路からみて強い反社会性があるとして違法としたものがあります。もう一つは相手方が借りていたマンションの郵便物を持ち出して開披したものでしたが、現状まだ相手方と同居していることも踏まえて証拠収集の方法、態様は証拠能力を否定するまでではないとしています。この二つを見る限りにはなりますが、取得して証拠として提出している書類等の内容と取得の経緯が重視されているように思われます。

そうすると、夫ないし妻のIDとパスワードを不正に取得してそれによりLINEなどにアクセスしてやり取りをテキストなどでダウンロード・転送していた場合には、不正アクセス行為にあたりうることから、そのように法律で制限された方法で取得した証拠である以上、反社会性の高い取得方法とされ、結局のところ証拠として採用されないリスクがあります。

夫婦がまだ同居している場合には問題ないように思えますが、客観的にみて不正アクセスにあたる以上、取得にあたっては注意する必要があるといえます。

株式譲渡にかかる税金の計算方法と注意点

22.01.11 | ビジネス【税務・会計】



企業同士の合併や買収を意味するM&Aには、事業の一部または

全てを他社に譲渡する『事業譲渡』と、保有している自社株を買収会社に譲渡する『株式譲渡』があります。株式譲渡では、実質的に経営権を他社に継承させ、売り手側は買い手側に株式を譲渡することで売却益を得ます。

将来的に、株式譲渡による事業承継が選択肢の一つになったときのために、発生する税金についても、しっかりと理解しておきましょう。

株式譲渡で発生する税金の計算方法



非上場の中小企業がM&Aを行う場合、事業譲渡よりも手続きが簡単で税金の負担が抑えられる株式譲渡が選ばれます。

株式譲渡を行う際、株式の売り手側である譲渡企業の経営者は、買い手側である譲受企業から対価を受け取ります。

経営権が譲受企業に移り、株式を手放した譲渡企業の経営者は、経営からリタイアすることになります。対価を元手に、また新たな事業をスタートさせるのか、それとも悠々自適なセカンドライフを送るのかは本人の自由ですが、譲渡によってかかってくる税金のことを忘れてはいけません。

株式譲渡の対価となる株式の譲渡収入には、必ず『譲渡所得税』がかかります。

この譲渡所得税を計算するには、まず正確な『譲渡所得』を算出しなければいけません。

譲渡所得は、株式の譲渡収入から、取得費や売却手数料等を含めた経費を差し引くことで求めることができます。

取得費とは、個人である経営者が、企業から株式を取得する際に支払った払込代金や購入代金と手数料、購入時の名義書換料など、株式を取得するために必要な経費を指します。

また、売却手数料は、M&Aの仲介会社などに支払う仲介手数料のことで、これらの経費を売却収入から引くと、下記のような計算式で譲渡所得を算出することができます。

【計算方法】

譲渡所得 = 株式の売却価格 - 経費（取得費 + 売却手数料等）

譲渡益を得た際は忘れずに確定申告を！

譲渡所得税は、『所得税』および震災による復興財源に充てるための『復興特別所得税』（2037年12月31日までに生じる所得が対象）15.315%と、『住民税』5%で構成されており、合計で20.315%になります。譲渡所得に、この20.315%を乗じた金額が、譲渡した個人が納める譲渡所得税になります。

そして、この譲渡所得が発生した際は、『確定申告』も忘れずに行わなくてはなりません。

株式の譲渡益のほか、土地・建物等の譲渡や山林所得などがある場合、確定申告時にほかの所得と分ける『申告分離課税』が適用されます。

つまり、譲渡益は給与所得や事業所得と区別する“副収入”と見なされるのです。

法人の経営者は、自社から給与の支払いを受けているので、通常は個人で確定申告を行なう必要はありません。

しかし、給与所得者であっても、以下の条件に該当する場合は、確定申告が義務となるため留意しましょう。

- （1）年間の給与収入が2,000万円を超える
- （2）1か所から給与の支払いを受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える
- （3）2か所以上の事業者から給与等の支払いを受けている人のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える

株式譲渡による譲渡益を得た場合は、たとえ年間の給与収入が2,000万円以下でも、給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える可能性があります。

一般的に、株式の譲渡益が20万円以下になることは少ないため、ほとんどの人が確定申告を行うことになるでしょう。

このときに気を付けたいのが**納税の時期**です。

譲渡所得税のうち、『所得税および復興特別所得税15.315%』は、毎年3月15日までに確定申告を行ったのち納税し、『住民税5%』は確定申告後に納付します。

うっかり確定申告を忘れたり、納税期限を過ぎたりしてしまうと、加算税や延滞税が加算されることもあるので注意が必要です。

国内においては、M&Aの件数も年々増加しており、その傾向は今後も続くと予想されます。

高齢化や後継者不足などにより、他社に事業を承継してリタイアを考えている経営者は少なくありません。

その際、多くの企業は株式譲渡によるM&Aを選択することになります。

将来に備えて、株式譲渡にかかる税金について、知識を深めておきましょう。

※本記事の記載内容は、2022年1月現在の法令・情報等に基づいています。